

(書式 3 - 1 - 9)

一定期間遺産分割を凍結することを目的とする信託契約書

信託契約書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙として、甲乙間に次のとおり、遺産分割凍結を目的とする信託契約を締結する。

(信託財産)

第 1 条 甲は乙に対し、甲の権利に属する別紙財産目録記載の金銭・預貯金・有価証券・不動産を乙に信託し乙はこれを引き受ける。

(目的)

第 2 条 本信託は甲の推定相続人である三人の子どもが未だ若年であり、早期に相続取得した場合その管理保全に不安があるため、甲死亡後も相当期間乙により適正管理を続け、三人の子どもが社会人として成熟した後に最終帰属させ、もって遺産承継を全うすることを目的とする。

(信託期間)

第 3 条 信託期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの〇〇年間とする。但し期間満了日に未だ甲が生存している場合には甲死亡の日まで延長するものとする。

(受益者)

第 4 条 本信託の受益者は、甲本人であり、甲死亡後は甲の推定相続人である。

(受益者への給付)

第 5 条 乙は、信託期間中毎年定期に信託財産の収益金から信託報酬その他の費用を控除した残余金を金銭により甲または甲死亡後は甲の推定相続人に各交付するものとする。また乙は、甲又は甲の推定相続人の生活または療養の需要に応じるため、実際の必要に応じて定期に信託財産の一部を金銭に

より交付するものとする。支払いの金額、時期および方法については、甲の指図に従い行うものとする

(信託財産の管理運用)

第6条 乙は甲が意思能力を喪失するまでは甲の指図により、甲が意思能力を喪失した後は甲の指図の無い部分は乙の裁量により信託財産の管理運用をなす。

(意思能力喪失の判定)

第7条 乙は、甲の担当医の発行にかかる診断書など説得力のある証拠により、甲が意思能力を喪失したと判定することができる。

(信託財産の最終帰属)

第8条 乙は信託終了日に、甲の指図のある部分はこれに基づき、それが無い場合には裁量により、平等分割を旨として信託財産の最終帰属を決定する。

(受益権の譲渡等の禁止)

第9条 本契約の受益権はいかなる場合にもこれを譲渡しまたは担保に供することができない。

以上のとおり契約が成立したので、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所

甲

住所

乙

代表取締役



## 信託財産目録

1 金銭 金〇〇〇円

2 預貯金

(1) 〇〇銀行〇〇支店

〇〇〇〇名義

口座番号 〇〇〇〇

〇〇預金 〇〇〇〇円

(2) 〇〇銀行〇〇支店

〇〇〇〇名義

口座番号 〇〇〇〇

〇〇預金 〇〇〇〇円

3 有価証券

(1) 銘柄

種類

株数

額面金額

(2) 銘柄

種類

株数

額面金額

4 不動産

(1) 土地

所在

地番

地目

地積

平方メートル

(2) 建物

所在

家屋番号

種類

構造

床面積

平方メートル



## 解説

信託契約は財産の管理・保全・利殖・遺言代用・扶養など多種多様な目的のために設定される。本契約は遺産分割禁止目的であり、遺言に代わるものでもある。遺言でも遺産分割禁止はできるが相続開始から5年までと限定されているため、信託契約を利用することでより長期の遺産分割凍結の目的を遂げることが可能となる。信託終了日は、例えば末の子が30歳に達する日などとする。



\* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/>をご覧ください。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所